

令和 6 年 第 2 回 定例 市 議 会 議 案

岸 和 田 市

令和 6 年第 2 回定例市議会議案

議 案 番 号	件 名	備考・頁
報 告 第 4 号	専決処分の報告について	P. 5
報 告 第 5 号	令和 5 年度岸和田市継続費繰越計算書の報告について	P. 11
報 告 第 6 号	令和 5 年度岸和田市繰越明許費繰越計算書の報告について	P. 15
報 告 第 7 号	令和 5 年度岸和田市上水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	P. 19
報 告 第 8 号	令和 5 年度岸和田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	P. 23
報 告 第 9 号	令和 5 年度岸和田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P. 27
報 告 第 10 号	令和 5 年度岸和田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	P. 31
報 告 第 11 号	一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況の報告について	P. 35
議 案 第 46 号	市長の退職手当の特例に関する条例の制定について	P. 47
議 案 第 47 号	岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	P. 51
議 案 第 48 号	特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正について	P. 55
議 案 第 49 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P. 59
議 案 第 50 号	岸和田市市税条例の一部改正について	P. 63
議 案 第 51 号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 67
議 案 第 52 号	岸和田市立福祉総合センター条例及びきしわだ自然資料館条例の一部改正について	P. 71

議案番号	件名	備考・頁
議案第53号	岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について	P. 75
議案第54号	令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第2号）	P. 79
議案第55号	令和6年度岸和田市病院事業会計補正予算（第1号）	P. 85
議案第56号	大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について	P. 87
議案第57号	工事請負契約の締結について （（仮称）市立旭・太田認定こども園新築工事（建築））	P. 91
議案第58号	財産取得について （高規格救急自動車）	P. 93
議案第59号	町の区域の変更について	P. 95
議案第60号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により本議会に報告する。

令和 6 年 6 月 17 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第14号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年5月17日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公用車運転中における自動車接触事故	61,500円 (車両修繕費等)

専決処分第15号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年5月28日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
市道上における自動車破損事故	7,470円 (車両修繕費)

報告第 5 号

令和 5 年度岸和田市継続費 繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により継続費の逡次繰越し
を行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和5年度岸和田市

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
03 民 生 費	02 児童福祉費	市立認定こども 園 整 備 事 業	円 847,745,000	円 339,098,000	円	円 339,098,000
04 衛 生 費	01 衛生管理費	斎場整備事業	3,287,561,000	1,369,129,000		1,369,129,000
09 消 防 費	01 消 防 費	ゆめみヶ丘消防 施設整備事業	790,000,000	299,200,000		299,200,000
10 教 育 費	07 小 学 校 費	小学校整備事業	680,000,000	272,000,000		272,000,000
合 計			5,605,306,000	2,279,427,000	0	2,279,427,000

継続費繰越計算書

(一般会計)

支出額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳				
			繰 越 金	特 定 財 源			
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円
	339,098,000	339,098,000	21,289,000	26,909,000		290,900,000	
1,125,030,000	244,099,000	244,099,000	30,549,500			91,500,000	122,049,500
261,883,100	37,316,900	37,316,900	16,900			37,300,000	
18,260,000	253,740,000	253,740,000	25,440,000			228,300,000	
1,405,173,100	874,253,900	874,253,900	77,295,400	26,909,000	0	648,000,000	122,049,500

報告第 6 号

令和 5 年度岸和田市繰越明許費 繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第**146**条第 1 項の規定により繰越しを行ったので、
同条第 2 項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和5年度岸和田市

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民 基本台帳費	戸籍事務事業	円 7,029,000
		住民基本台帳事務事業	11,354,000
03 民生費	01 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金支給事業	601,750,000
04 衛生費	05 上水道費	上水道事業会計繰出事業	31,700,000
06 農林水産業費	01 農業費	丘陵地区農整備事業	29,003,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	20,000,000
		橋りょう維持事業	20,000,000
	07 都市計画費	市街地形成事業	6,735,000
		立地適正化計画推進事業	6,562,000
		田治米畑町線整備事業	53,132,174
		丘陵地区整備事業	222,610,000
10 教育費	02 小学校費	小学校大規模改造事業	57,400,000
	03 中学校費	中学校管理事業	4,600,000
		中学校大規模改造事業	85,700,000
	04 高等学校費	高等学校教材器具購入事業	7,276,000
合 計			1,164,851,174

繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
円 7,029,000	円	円 7,029,000	円	円	円	円 0
11,354,000		11,354,000				0
584,730,000		248,536,235				336,193,765
31,700,000				31,700,000		0
29,003,000				10,800,000		18,203,000
20,000,000		1,889,000		16,000,000		2,111,000
20,000,000		8,167,000		11,700,000		133,000
6,735,000						6,735,000
6,562,000		3,000,000				3,562,000
53,132,174		19,673,000		14,300,000		19,159,174
222,610,000				167,200,000		55,410,000
57,400,000		14,100,000		43,300,000		0
4,600,000		2,300,000		2,300,000		0
85,700,000		20,800,000		64,900,000		0
7,276,000		7,276,000				0
1,147,831,174	0	344,124,235	0	362,200,000	0	441,506,939

報告第 7 号

令和 5 年度岸和田市上水道事業会計 継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項の規定により継続費の繰越繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和 5 年度岸和田市上水道

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
1 資本的支出	1 建設改良費	流木配水場 機械・電気設 備等更新事業	円 302,434,000	円 120,974,000	円	円 120,974,000
		第3次施設 更新事業	5,137,660,000	1,224,520,000	643,954,000	1,868,474,000
合 計			5,440,094,000	1,345,494,000	643,954,000	1,989,448,000

事業会計継続費繰越計算書

支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に 係 る 財 源 内 訳				翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
			補 助 金	企 業 債	一般会計 負担金・ 出資金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円	円
	120,974,000	120,974,000		107,800,000	13,100,000	74,000	
929,649,500	938,824,500	938,824,500		162,200,000	18,600,000	758,024,500	
929,649,500	1,059,798,500	1,059,798,500	0	270,000,000	31,700,000	758,098,500	0

報告第 8 号

令和 5 年度岸和田市下水道事業会計 継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項の規定により継続費の繰越繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和 5 年度岸和田市下水道

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 5 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1	1	天の川下水 ポンプ場 汚水ポンプ 改修事業	円 98,000,000	円 39,200,000	円	円 39,200,000
合 計			98,000,000	39,200,000	0	39,200,000

事業会計継続費繰越計算書

支 払 義 務 発 生（見込） 額	残 額	翌 年 度 繰 越 繰 越 額	翌年度繰越繰越額に 係 る 財 源 内 訳				翌年度繰越繰越額に 係る繰越を要するたな卸資 産の購入限度額
			補 助 金	企 業 債	出 資 金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円	円
38,390,000	810,000	810,000				810,000	
38,390,000	810,000	810,000	0	0	0	810,000	0

報告第 9 号

令和 5 年度岸和田市下水道事業会計 予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第 1 項の規定により建設改良費の繰越しを行ったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和5年度岸和田市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額
1 資本的支出	1 建設改良費	内畑町管渠布設工事	円 97,192,000	円
		下水汚泥処理施設建設委託事業	1,814,000	1,296,208
	合 計		99,006,000	1,296,208

事業会計予算繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
	補助金	企業債	出資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	円	円	
97,192,000	35,387,000	56,800,000		5,005,000	0		関係機関との協議・ 調整に日数を要した ため
517,792				517,792	0		大阪府が実施する建 設事業が、翌年度へ 繰越となったため
97,709,792	35,387,000	56,800,000	0	5,522,792	0	0	

報告第10号

令和5年度岸和田市病院事業会計 予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費の繰越しを行ったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和5年度岸和田市病院

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額
1	1		円	円
資本的支出	建設改良費	医療機器等整備事業	1,117,512,000	383,299,271
		病院増改築事業	200,000,000	58,300,000
合 計			1,317,512,000	441,599,271

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
	補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	円	円	
710,600,000		710,600,000			23,612,729		ウクライナ情勢に伴う納期遅延及び契約業者の都合により、年度内納入が困難となったため
92,328,500		92,300,000		28,500	49,371,500		仮設高圧発電機の納期が遅延したため
802,928,500	0	802,900,000	0	28,500	72,984,229	0	

報告第11号

一般財団法人岸和田市公園緑化協会の 経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和５年度 一般財団法人岸和田市公園緑化協会 事業報告書

事業概要

<実施事業>

『緑化等事業』では、「みどりのリサイクル」として、発生した樹木の剪定枝葉を再生資源施設会社で破砕・チップ化し、再生・有効活用できるようにリサイクルを行いました。また、熟成させたチップを振るい分けしたものを袋詰めにし、土壌改良材として市内各保育所、幼稚園、小・中学校や町会、ボランティア団体等に配布しました。落葉についてもリサイクルして市民に配布し、緑化推進に取り組みました。また、「緑化講習会等」としては、中央公園にて年７回、浜工業公園にて年３回の講習会（草花の寄せ植え・松竹梅の寄せ植え等）を開催し、広く市民に緑と花への親しみの場を提供しました。

『公園施設等整備事業』では、公園施設（スポーツ施設を含む）等の改修・修繕及び緊急を要する市内各公園の整備を適宜行いました。

『ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業』においては、利用者の健康・体力づくりを図るとともに、利用率を上げるため、ゲートボール以外の利用促進等、効果的な管理運営に努めました。

<その他事業>

『指定管理事業』では、「中央公園指定管理事業」「都市公園等指定管理事業」として市内公園・児童遊園・ちびっこ広場・緑地等の除草・清掃、ごみ収集、花壇の植栽・管理、樹木剪定等を行うとともに、公園施設等を定期的に巡回し、遊具などの点検・補修等を行い「街と人」・「人と緑」の調和のとれた快適な都市機能を発揮できるよう維持管理に努めました。また、中央公園・浜工業公園の有料施設（プール、テニスコート、スポーツ広場、球技広場、管理棟）及び南公園小体育館の効果的な運営管理を行いました。

「総合体育館指定管理事業」では、大規模施設として快適な環境を提供し、利用者の安全を守るため、日常の保守点検には万全を尽くしました。

主な行事としては、岸和田市民大会をはじめ、各種目の全国大会予選大会、全日本フットサル選手権等の大規模な競技会と、観るスポーツとして、Ｆリーグ公式戦（フットサル）、Ｗリーグ（バスケットボール女子）、Ｖリーグ（バレーボール）等が開催され、多くの入場者を迎えることができました。また、市民体育大会、社会人クラブ

チームの各種大会、室内運動会や障害者のスポーツイベント、スポーツ以外の市が主催する行事等にも幅広く利用されました。その他、一般スポーツ団体の競技会や練習での利用等にも、有効かつ公平に利用していただけるよう施設運営に努めました。さらに、腰・肩凝りストレッチ、サーキットトレーニング等、利用者の体力向上・健康保持増進のため、トレーニングルームの運営を行いました。

「市民体育館指定管理事業」では、小規模屋内スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

また、「運動広場等指定管理事業」では、屋外スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

「駐車場指定管理事業」では、中央公園・総合体育館の利用者が安全・快適に利用できるよう適切な管理運営に努めました。

「指定管理関連事業（紅葉館）」では、国登録文化財旧岸和田村尋常小学校舎の管理を行いました。

「スポーツ振興事業」では、テニス女子ダブルス大会を年3回、平日を利用して開催しました。フィットネス教室として、からだ改善教室・リラックスヨガ教室の2種目を臨海会館で、中高齢者を対象にした1種目をゲートボール場で開催しました。また、総合体育館においてスポーツ教室を行い、生涯スポーツの振興に寄与するとともに、それぞれの施設の有効利用を図りました。

令和5年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
実施事業会計

〔 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(25,000,000)	(7,337,100)	(17,662,900)
緑化等事業収益	5,700,000	5,757,600	△ 57,600
ゲートボール場運営事業収益	1,700,000	1,579,500	120,500
公益目的繰入金	17,600,000	0	17,600,000
②受取寄付金	(0)	(0)	(0)
寄付金収益	0	0	0
③雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	25,000,000	7,337,100	17,662,900
(2) 経常費用			
①事業費			
緑化等事業費	12,271,000	10,020,657	2,250,343
公園施設等整備事業費	6,932,000	202,400	6,729,600
ゲートボール場運営事業費	5,797,000	5,273,065	523,935
事業費計	25,000,000	15,496,122	9,503,878
経常費用計	25,000,000	15,496,122	9,503,878
当期経常増減額	0	△ 8,159,022	8,159,022
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	△ 8,159,022	8,159,022
当期一般正味財産増減額	0	△ 8,159,022	8,159,022
一般正味財産期首残高	20,891,596	20,891,596	0
一般正味財産期末残高	20,891,596	12,732,574	8,159,022
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	20,891,596	12,732,574	8,159,022

令和5年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
 その他事業会計

〔 令和5年4月1日から
 令和6年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(386,812,000)	(376,555,140)	(10,256,860)
都市公園等指定管理事業収益	125,809,000	126,042,500	△ 233,500
中央公園指定管理事業収益	57,069,000	48,418,832	8,650,168
総合体育館指定管理事業収益	93,613,000	92,511,592	1,101,408
市民体育館指定管理事業収益	22,238,000	22,188,200	49,800
運動広場等指定管理事業収益	37,309,000	36,555,153	753,847
駐車場指定管理事業収益	41,000,000	41,361,790	△ 361,790
指定管理関連事業収益(紅葉館)	600,000	600,000	0
売店等運営事業収益	6,803,000	6,477,023	325,977
スポーツ振興事業収益	2,371,000	2,400,050	△ 29,050
②雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	386,812,000	376,555,140	10,256,860
(2) 経常費用			
①事業費			
都市公園等指定管理事業費	125,809,000	125,971,867	△ 162,867
中央公園指定管理事業費	57,069,000	48,199,108	8,869,892
総合体育館指定管理事業費	93,613,000	93,149,462	463,538
市民体育館指定管理事業費	22,238,000	21,976,924	261,076
運動広場等指定管理事業費	37,309,000	35,761,009	1,547,991
駐車場指定管理事業費	41,000,000	42,384,821	△ 1,384,821
指定管理関連事業費(紅葉館)	600,000	602,073	△ 2,073
売店等運営事業費	6,803,000	6,515,083	287,917
スポーツ振興事業費	2,371,000	2,989,261	△ 618,261
事業費計	386,812,000	377,549,608	9,262,392
経常費用計	386,812,000	377,549,608	9,262,392
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 994,468	994,468
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	△ 994,468	994,468
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	△ 10,000,000	10,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	0	△ 10,994,468	10,994,468
当期一般正味財産増減額	0	△ 10,994,468	10,994,468
一般正味財産期首残高	119,469,179	119,469,179	0
一般正味財産期末残高	119,469,179	108,474,711	10,994,468
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	119,469,179	108,474,711	10,994,468

令和5年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
法人会計

〔 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取利息	5,000	0	5,000
雑収益	263,000	2,690,324	△ 2,427,324
法人財産繰入金	46,132,000	0	46,132,000
スポーツ振興事業繰入金	281,000	0	281,000
経常収益計	46,681,000	2,690,324	43,990,676
(2) 経常費用			
①管理費			
給与費	16,308,000	4,709,215	11,598,785
諸経費	30,373,000	3,035,169	27,337,831
管理費計	46,681,000	7,744,384	38,936,616
経常費用計	46,681,000	7,744,384	38,936,616
当期経常増減額	0	△ 5,054,060	5,054,060
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	10,000,000	△ 10,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	0	4,945,940	△ 4,945,940
当期一般正味財産増減額	0	4,945,940	△ 4,945,940
一般正味財産期首残高	△ 3,754,547	△ 3,754,547	0
一般正味財産期末残高	△ 3,754,547	1,191,393	△ 4,945,940
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 3,754,547	1,191,393	△ 4,945,940

令和5年度 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

科 目	当年度	前年度	増減
	円	円	円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金・預金	70,905,217	73,007,499	△ 2,102,282
現金預金合計	70,905,217	73,007,499	△ 2,102,282
(2) その他流動資産			
未収入金	29,104,350	41,502,860	△ 12,398,510
立替金	7,074,360	0	7,074,360
仮払金	788,590	954,440	△ 165,850
その他流動資産合計	36,967,300	42,457,300	△ 5,490,000
流動資産合計	107,872,517	115,464,799	△ 7,592,282
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
定期預金(特)	14,000,000	4,000,000	10,000,000
特定資産合計	14,000,000	4,000,000	10,000,000
(3) その他固定資産			
建物	299,547,690	299,547,690	0
車両運搬具	927,050	927,050	0
什器備品	6,132,400	6,132,400	0
ソフトウェア	523,580	523,580	0
減価償却累計額	△ 266,677,051	△ 263,601,257	△ 3,075,794
実施事業等会計	60,000,000	55,000,000	5,000,000
その他固定資産合計	100,453,669	98,529,463	1,924,206
固定資産合計	124,453,669	112,529,463	11,924,206
資産合計	232,326,186	227,994,262	4,331,924
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	32,145,185	20,849,788	11,295,397
預り金	2,762,323	1,518,246	1,244,077
仮受金	0	0	0
流動負債合計	34,907,508	22,368,034	12,539,474
2 固定負債			
その他会計	60,000,000	55,000,000	5,000,000
退職給付引当金	14,000,000	13,000,000	1,000,000
預り保証金	1,020,000	1,020,000	0
固定負債合計	75,020,000	69,020,000	6,000,000
負債合計	109,927,508	91,388,034	18,539,474
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産			
(内基本財産への充当額)	122,398,678	136,606,228	△ 14,207,550
(内特定資産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(内特定資産への充当額)	(4,000,000)	(4,000,000)	(0)
正味財産合計	122,398,678	136,606,228	△ 14,207,550
負債及び正味財産合計	232,326,186	227,994,262	4,331,924

令和6年度 事業計画書

<実施事業計画>

1 緑化等事業

- (1) みどりのリサイクル事業
- (2) 花いっぱい推進事業
- (3) パンフレットの作成・配布
- (4) 清掃活動・街頭における緑化啓発
- (5) 緑化等講習会（中央公園年6回、浜工業公園年4回開催予定）
- (6) フラワースクール講習会（年1回開催予定）
- (7) 市民フェスティバル参加
- (8) 緑の募金活動
- (9) コンクール表彰（「まちを美しくする市民運動推進協議会」緑化推進部会における表彰）
- (10) 公園写真コンクール

2 公園施設等整備事業

各公園・児童遊園及び施設（スポーツ施設を含む）の整備事業の推進

3 ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業

生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、利用者の健康・体力の増進に寄与

<その他事業計画>

1 指定管理事業

- (1) 中央公園指定管理事業
 - ① 園内の維持管理
 - ② 園内「有料施設」の管理運営
- (2) 都市公園・児童遊園等指定管理事業
 - ① 園内の維持管理
 - ② 園内「有料施設」の管理運営
- (3) 駐車場運営指定管理事業
- (4) 総合体育館指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
 - ② トレーニングルームの運営
- (5) 市民体育館指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
- (6) 運動広場等指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
- (7) 指定管理関連事業
 - ① 紅葉館の管理

2 売店等運営事業

3 スポーツ振興事業

- (1) スポーツ大会の企画・実施（総合体育館、中央公園、浜工業公園）
- (2) スポーツ教室の開催・運営
- (3) 集客イベント等の実施
- (4) 地域活性化事業の実施

令和6年度 実施事業会計予算書

〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
事業収入	13,249	24,876	△ 11,627	
緑化等事業収入	5,700	5,550	150	
ゲートボール場運営事業収入	1,700	1,700	0	
公益目的繰入金	5,849	17,626	△ 11,777	
雑収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
当 期 収 入 合 計	13,249	24,876	△ 11,627	
II 費用の部				
事業費	13,249	24,876	△ 11,627	
緑化等事業費	7,880	12,271	△ 4,391	
公園施設等整備事業費	1,455	6,808	△ 5,353	
ゲートボール場運営事業費	1,269	2,965	△ 1,696	
減価償却費	2,645	2,832	△ 187	
当 期 費 用 合 計	13,249	24,876	△ 11,627	
当 期 損 益	0	0	0	

令和6年度 その他事業会計予算書

〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
事業収入	265,622	239,055	26,567	
都市公園等指定管理事業収入	118,469	119,601	△ 1,132	
中央公園指定管理事業収入	14,658	10,545	4,113	
総合体育館指定管理事業収入	42,147	24,656	17,491	
市民体育館指定管理事業収入	12,647	12,038	609	
運動広場等指定管理事業収入	24,565	21,441	3,124	
駐車場運営事業収入	43,002	41,000	2,002	
指定管理関連事業（紅葉館）収入	720	600	120	
売店等運営事業収入	6,501	6,803	△ 302	
スポーツ振興事業収入	2,913	2,371	542	
利用料金収入	93,157	86,774	6,383	
都市公園等有料施設利用料金収入	5,474	5,674	△ 200	
中央公園有料施設利用料金収入	15,450	14,000	1,450	
総合体育館利用料金収入	51,247	46,200	5,047	
市民体育館利用料金収入	5,900	5,900	0	
運動広場等利用料金収入	15,086	15,000	86	
企画事業収入	4,558	3,878	680	
都市公園等企画事業収入	10	34	△ 24	
総合体育館企画事業収入	1,178	474	704	
市民体育館企画事業収入	3,300	3,300	0	
運動広場等企画事業収入	70	70	0	
繰入金収入	33,520	57,105	△ 23,585	
自主事業繰入金収入	6,442	6,442	0	
駐車場事業繰入金収入	21,945	21,722	223	
指定管理繰入金収入	5,133	3,469	1,664	
法人繰入金収入	0	25,472	△ 25,472	
当 期 収 入 合 計	396,857	386,812	10,045	
II 費用の部				
事業費	367,059	359,140	7,919	
都市公園等指定管理事業費	126,232	125,490	742	
中央公園指定管理事業費	56,273	57,069	△ 796	
総合体育館指定管理事業費	98,448	93,613	4,835	
市民体育館指定管理事業費	19,493	19,088	405	
運動広場等指定管理事業費	39,921	37,309	2,612	
駐車場指定管理事業費	19,278	19,278	0	
指定管理関連事業費（紅葉館）	720	600	120	
売店等運営事業費	4,501	4,803	△ 302	
スポーツ振興事業費	2,193	1,890	303	
減価償却費	0	0	0	
繰出金	29,798	27,672	2,126	
指定管理事業への繰出金	29,798	27,391	2,407	
法人事業への繰出金	0	281	△ 281	
当 期 費 用 合 計	396,857	386,812	10,045	
当 期 損 益	0	0	0	

令和6年度 法人会計予算書

〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
財産運用収入	0	2	△ 2	
基本財産利息収入	0	2	△ 2	
雑収入	15,119	47,679	△ 32,560	
雑収入	15,119	47,679	△ 32,560	
当 期 収 入 合 計	15,119	47,681	△ 32,562	
II 費用の部				
管理費	14,639	21,209	△ 6,570	
給与費	9,914	16,308	△ 6,394	
諸経費	4,725	4,901	△ 176	
繰出金	480	26,472	△ 25,992	
指定管理事業への繰出金	480	26,472	△ 25,992	
当 期 費 用 合 計	15,119	47,681	△ 32,562	
当 期 損 益	0	0	0	

議案第46号

市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

市長の退職手当の特例に関する条例

令和４年２月４日において市長であった者の同日を含む任期に係る退職手当は、特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和23年条例第29号）第３条第１項及び第４条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 本市は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(認定こども園の名称等)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岸和田市立旭・太田こども園	岸和田市畑町三丁目86－2

2 前項の認定こども園の利用定員は、市長が別に定める。

(入園)

第3条 子ども（法第2条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）を認定こども園に入園させようとする保護者（法第2条第11項に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の措置を受け入園する子どもの保護者については、この限りでない。

(利用者負担額等)

第4条 認定こども園の利用に係る費用については、岸和田市立保育所条例（昭和39年条例第9号）第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「保育所」とあるのは「認定こども園」と、「入所」とあるのは「入園」と、「児童」とあるのは「子ども」と、「保育料」とあるのは「利用者負担の額」と読み替えるものとする。

(教育及び保育の停止等)

第5条 市長において教育及び保育中の子どもが教育及び保育上又は管理上不適當と認めるときは、一時その出席を停止し、又はこれを退園させることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(岸和田市立保育所条例の一部改正)

2 岸和田市立保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表岸和田市立旭保育所の項を削る。

(市立学校園条例の一部改正)

- 3 市立学校園条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

(準備行為)

- 4 認定こども園に係る園児募集等の手続、利用者負担の額の支払手続その他認定こども園を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第48号

特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に
関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和6年7月1日から令和8年2月3日までの間における給料の支給額の計算の特例）

- 17 令和6年7月1日から令和8年2月3日までの間、市長（令和4年2月4日において市長であった者に限る。）に対する給料の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第22条を第23条とし、第11条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第11条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長が定める災害応急対策又は災害復旧のための作業等の業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき800円を超えない範囲内において市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

議案第50号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第60条各号列記以外の部分中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第13条中第24項を第26項とし、第21項から第23項までを2項ずつ繰り下げ、第20項を第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13条中第19項を第20項とし、第13項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第60条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第51号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第94号を第95号とし、第46号から第93号までを1号ずつ繰り下げ、第45号の次に次の1号を加える。

（46）第33号及び第40号の規定にかかわらず、第33号及び第40号に規定する指定更新申請（同一の事業所に係るものに限る。）を同時に行う場合 1件 10,000円

第3条第1項第5号中「第76号」を「第77号」に改め、同項第7号中「前条第80号」を「前条第81号」に改め、同項第8号中「前条第91号」を「前条第92号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

議案第52号

岸和田市立福祉総合センター条例及び きしわだ自然資料館条例の一部改正について

岸和田市立福祉総合センター条例及びきしわだ自然資料館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立福祉総合センター条例及びきしわだ自然資料館条例の一部を改正
する条例

(岸和田市立福祉総合センター条例の一部改正)

第1条 岸和田市立福祉総合センター条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

1 室使用料

区分 室名	午前9時 ～ 午前12時	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後9時
	円	円	円	円	円	円
訓練室	1,500	2,000	1,500	3,200	3,200	5,400
アリーナ 全面	4,400	6,500	4,400	10,800	10,800	16,300
アリーナ 半面	2,200	3,250	2,200	5,400	5,400	8,150
研修室1	700	900	700	1,700	1,700	2,500
研修室2	700	900	700	1,800	1,800	2,700
活動室	400	500	400	1,000	1,000	1,500
大会議室 A	1,400	1,900	1,400	3,200	3,200	5,400
大会議室 B	800	1,100	800	2,000	2,000	3,200
講座室1	400	500	400	1,000	1,000	1,500
講座室2	400	500	400	1,000	1,000	1,400
工作室	500	600	500	1,200	1,200	1,700
諸芸室	600	800	600	1,500	1,500	2,300
会議室	600	800	600	1,500	1,500	2,200
交流室	400	500	400	1,000	1,000	1,500
和室	300	300	300	600	600	900
調理室	700	900	700	1,700	1,700	2,600

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、室使用料の3倍の額を徴収する。

(1) 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき。

(2) 使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これらに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき。

(きしわだ自然資料館条例の一部改正)

第2条 きしわだ自然資料館条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,300円」を「1,400円」に、「2,600円」を「2,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(岸和田市立福祉総合センター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岸和田市立福祉総合センター条例の規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(きしわだ自然資料館条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後のきしわだ自然資料館条例の規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第53号

岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について

岸和田市建築基準法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第9号の表中56の部を57の部とし、55の部を56の部とし、54の部の次に次のように加える。

55	令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく認定申請	27,000円
----	------------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度岸和田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,664,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,279,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		20,218,294	2,656,852	22,875,146
	02 国庫補助金	2,145,123	2,656,852	4,801,975
20 繰越金		1	1,708	1,709
	01 繰越金	1	1,708	1,709
22 市債		4,562,700	5,600	4,568,300
	01 市債	4,562,700	5,600	4,568,300
歳入合計		86,615,329	2,664,160	89,279,489

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		46,829,263	2,614,852	49,444,115
	01 社会福祉費	15,516,549	2,614,852	18,131,401
07 商工費		813,416	42,000	855,416
	01 商工費	813,416	42,000	855,416
10 教育費		8,903,512	7,308	8,910,820
	01 教育総務費	1,178,502	150	1,178,652
	04 高等学校費	853,239	7,000	860,239
	06 社会教育費	795,299	158	795,457
歳 出 合 計		86,615,329	2,664,160	89,279,489

第2表 地 方 債 補 正

(変更分)

起債の目的	補正前								補正後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他					区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
学校教育施設整備事業	千円 395,200		%以内		年以内	年以内			令和6年4月25日提出議案第43号 4月25日可決	千円 400,800		%以内		年以内	年以内			

議案第55号

令和6年度岸和田市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度岸和田市病院事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
	支	出	
第1款 資本的支出	2,595,707千円	500千円	2,596,207千円
第4項 基金積立金	0千円	500千円	500千円

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第56号

大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町村と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第57号

工事請負契約の締結について

令和6年5月15日に一般競争入札に付した（仮称）市立旭・太田認定こども園新築工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | （仮称）市立旭・太田認定こども園新築工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金502,349,100円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市並松町1番5号
岩出建設株式会社
代表取締役 岩出 和哲 |

議案第58号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得予定金額 | 金20,878,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市西区南堀江三丁目14番22号
日産大阪販売株式会社 法人営業支援部
部長 小藤 昌男 |

町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、本市の町の区域を次のとおり変更するものとする。

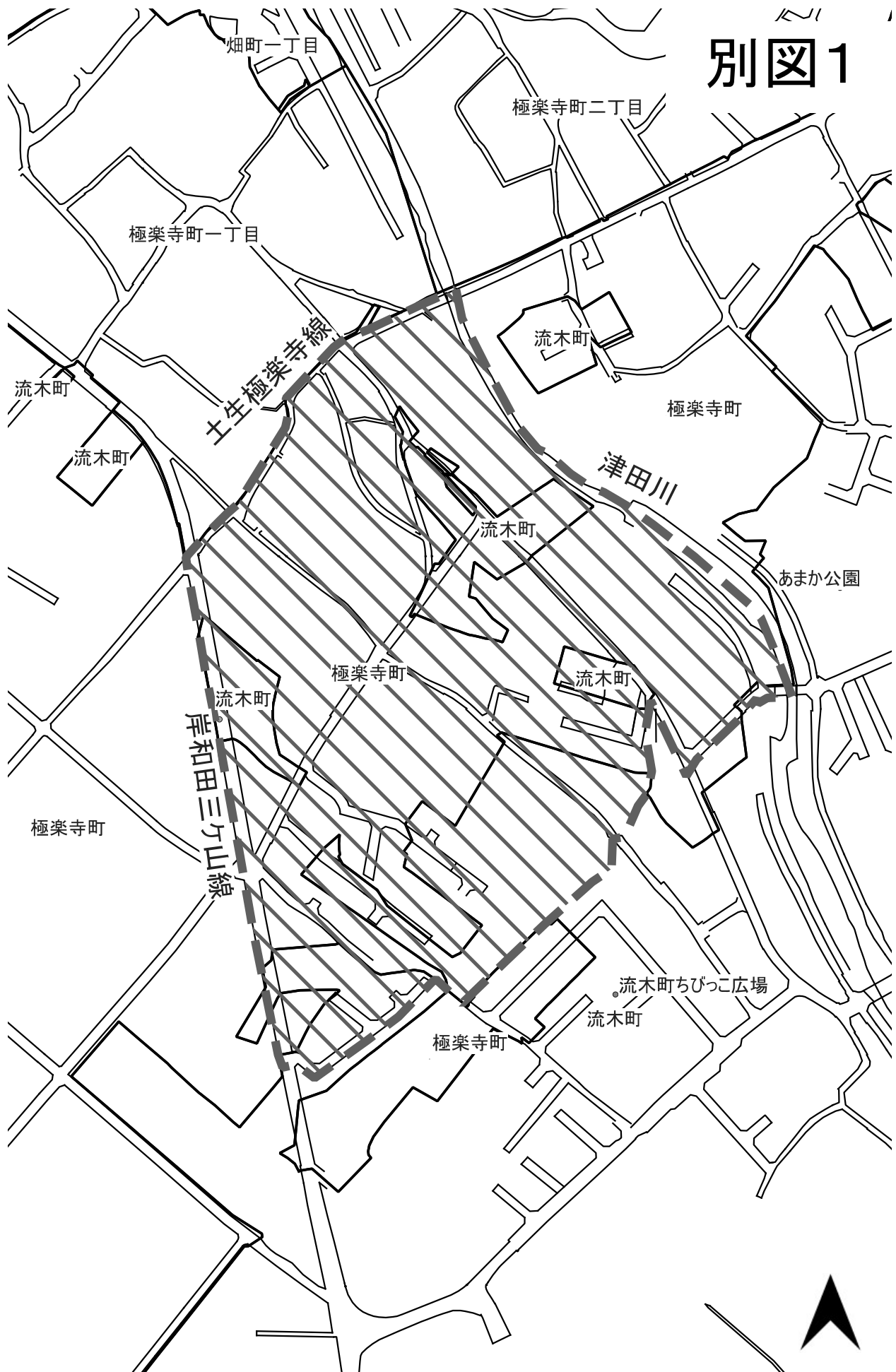
令和6年6月17日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

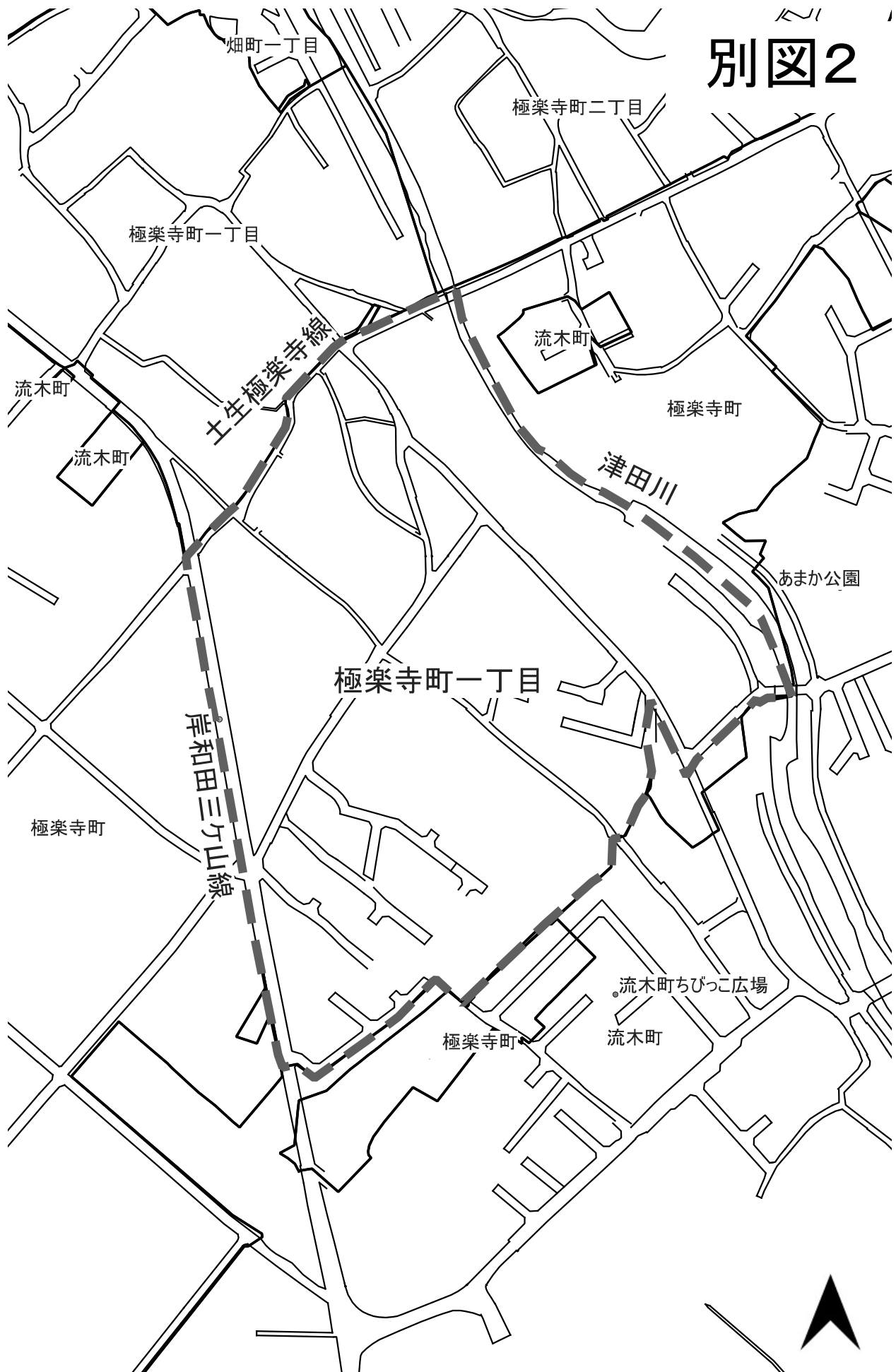
記

- 1 極楽寺町及び流木町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域を極楽寺町一丁目に編入する。
- 3 実施期日は、令和6年11月5日とする。

別図1



別図2



各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	20,218,294	2,656,852	22,875,146
20 繰越金	1	1,708	1,709
22 市債	4,562,700	5,600	4,568,300
歳入合計	86,615,329	2,664,160	89,279,489

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費	46,829,263	2,614,852	49,444,115
07 商工費	813,416	42,000	855,416
10 教育費	8,903,512	7,308	8,910,820
歳 出 合 計	86,615,329	2,664,160	89,279,489

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
2,614,852	0	0	0	0
42,000	0	0	0	0
0	0	5,600	0	1,708
2,656,852	0	5,600	0	1,708

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,218,294	2,656,852	22,875,146
02 国庫補助金	2,145,123	2,656,852	4,801,975
01 総務費国庫補助金	444,134	2,614,852	3,058,986
04 商工費国庫補助金	5,500	42,000	47,500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 総務管理費補助金	2,614,852	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,614,852 (企画課)
01 商工費補助金	42,000	観光振興事業費補助金	42,000 (観光課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	1	1,708	1,709
01 繰越金	1	1,708	1,709
01 繰越金	1	1,708	1,709

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 繰越金	1,708	前年度繰越金 1,708 (財政課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,562,700	5,600	4,568,300
01 市債	4,562,700	5,600	4,568,300
08 教育債	1,001,600	5,600	1,007,200

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
03 高等学校債	5,600	高等学校整備事業債 5,600 (産業高校学務課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	46,829,263	2,614,852	49,444,115	2,614,852	0	0	0
01 社会福祉費	15,516,549	2,614,852	18,131,401	2,614,852	0	0	0
01 社会福祉総務費	814,717	2,012,669	2,827,386	2,012,669	0	0	0
12 生活困窮者自立支援費	39,651	602,183	641,834	602,183	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
01 報酬	659	131800	01 報酬 659
		定額減税補足給付金支	会計年度任用職員報酬 659
03 職員手当等	400	給事業 2,012,669	03 職員手当等 400
		(福祉政策課)	超過勤務手当 400
08 旅費	13		08 旅費 13
			会計年度任用職員費用弁償 13
10 需用費	50		10 需用費 50
			消耗品費 50
11 役務費	15,427		11 役務費 15,427
			通信運搬費 10,779
12 委託料	68,500		手数料 4,648
			12 委託料 68,500
			事業実施運営委託料 65,000
13 使用料及び賃借料	320		システム管理・開発委託料 3,500
			13 使用料及び賃借料 320
			電算機器・システム使用料 320
18 負担金、補助及び交付金	1,927,300		18 負担金、補助及び交付金 1,927,300
			補助金 1,927,300
01 報酬	675	126600	01 報酬 675
		物価高騰重点支援給付	会計年度任用職員報酬 675
03 職員手当等	400	金支給事業 602,183	03 職員手当等 400
		(福祉政策課)	超過勤務手当 400
08 旅費	13		08 旅費 13
			会計年度任用職員費用弁償 13
10 需用費	50		10 需用費 50
			消耗品費 50
11 役務費	2,125		11 役務費 2,125
			通信運搬費 1,462
12 委託料	11,100		手数料 663
			12 委託料 11,100
			事業実施運営委託料 7,600
13 使用料及び賃借料	320		システム管理・開発委託料 3,500
			13 使用料及び賃借料 320
			電算機器・システム使用料 320
18 負担金、補助及び交付金	587,500		18 負担金、補助及び交付金 587,500
			補助金 587,500

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	42,000	037500 観光振興事業 (観光課)	42,000 12 委託料 その他の委託料 42,000

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	8,903,512	7,308	8,910,820	0	5,600	0	1,708
01 教育総務費	1,178,502	150	1,178,652	0	0	0	150
04 教育基金費	220	150	370	0	0	0	150
04 高等学校費	853,239	7,000	860,239	0	5,600	0	1,400
01 高等学校総務費	828,013	7,000	835,013	0	5,600	0	1,400
06 社会教育費	795,299	158	795,457	0	0	0	158
06 公民館・青少年会館費	235,401	158	235,559	0	0	0	158

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	150	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課) 150	24 積立金 150 積立金 150
12 委託料	7,000	056500 高等学校整備事業 (産業高校学務課) 7,000	12 委託料 7,000 設計、測量等委託料 7,000
17 備品購入費	158	061700 公民館・青少年会館管 理事業 (生涯学習課) 158	17 備品購入費 158 庁用器具費 158

病 院 事 業 会 計

令和6年度 病院事業会計補正予算実施計画

資本の支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資本の支出			千円 2,595,707	千円 500	千円 2,596,207	
	4 基金積立金		0	500	500	
		1 基金積立金	0	500	500	

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 支 出	2,595,707	500	2,596,207
項	4 基 金 積 立 金	0	500	500

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 基 金 積 立 金	0	500	500	1 病 院 事 業 基 金 積 立 金
計	0	500	500	

(単位：千円)

[illegible]

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,357	人 1	人 48	人 (1,359)	千円 1,707,141	千円 5,294,743	千円 4,641,795	千円 11,643,679	千円 1,986,123	千円 13,629,802	
補 正 前	1,357	1	48	(1,357)	1,705,807	5,294,743	4,640,995	11,641,545	1,986,123	13,627,668	
比 較	0	0	0	(2)	1,334	0	800	2,134	0	2,134	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 265,823
	補 正 前	265,023
	比 較	800

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,357	人 1	人 48	千円	千円 5,294,743	千円 4,179,201	千円 9,473,944	千円 1,770,262	千円 11,244,206	
補 正 前	1,357	1	48		5,294,743	4,178,401	9,473,144	1,770,262	11,243,406	
比 較	0	0	0		0	800	800	0	800	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 265,823
	補 正 前	265,023
	比 較	800

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,359)	千円 1,707,141	千円	千円 462,594	千円 2,169,735	千円 215,861	千円 2,385,596	
補 正 前	(1,357)	1,705,807		462,594	2,168,401	215,861	2,384,262	
比 較	(2)	1,334		0	1,334	0	1,334	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 1,334	1 その他の増減分	千円 1,334	千円	
職員手当	800	1 その他の増減分	800	超過勤務手当 800	

